



宮 崎 県 公 報

令和3年7月29日(木曜日) 第 225 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1
- 民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定 (3件)…………… (砂防課) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (4件)…………… (") 2

公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 2
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (") 3

頁

- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 3
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 5
- 入札公告 (2件)…………… 5
- 落札者等の公告…………… 8
- 病院局公告**
- 落札者等の公告…………… 8
- 教育委員会告示**
- 令和4年度宮崎県立高等学校生徒募集定員…………… 8
- 公安委員会公告**
- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 11

告 示

宮崎県告示第 557号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和3年7月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
岩崎 弘文 (岩崎整骨院)	都城市上川東2丁目18号12番地	令和3年6月9日

宮崎県告示第 558号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年7月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字平谷6936、6937、6938-2から6938-6まで、6938-9から6938-11まで、6950-2、6952-6、6952-7、6952-9、字井手口6965-3、6965-5、6966-1、6966-5から6966-7まで、6966-9から6966-11まで、字中萩6967-1から6967-5まで、6967-7、6967-9、6967-18、6968、字大戸野7006-1、7006-9、7007-15
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 559号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年7月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高鍋町	上永谷-1	I-1-3391	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 560号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年7月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
新 富 町	南 原 - 1	II - 1 - 6138	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 561号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年7月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
木 城 町	宮 の 谷 川	08 - 404 - 1 - 003	土 石 流
	駄 留	II - 1 - 6165	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 562号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年7月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の溪流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高 鍋 町	上永谷 - 1	I - 1 - 3391	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 563号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年7月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の溪流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
新 富 町	南 原 - 1	II - 1 - 6138	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 564号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年7月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の溪流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
木 城 町	宮 の 谷 川	08 - 404 - 1 - 003	土 石 流
	駄 留	II - 1 - 6165	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 565号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年7月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の溪流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
椎 葉 村	野 々 首	I - 1 - 1410	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、長者井堰土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年7月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	樋 木 睦 男	小林市真方5436番地イ
理 事	内 田 弘	小林市真方5470番地 1
理 事	白ヶ澤 幸 作	小林市真方5629番地 2
理 事	西ノ村 一 夫	小林市真方5809番地
理 事	坂 元 光 子	小林市真方5595番地イ
理 事	北ノ蘭 健	小林市真方4743番地
理 事	岩 田 昭 博	小林市真方4834番地
理 事	大 口 雄 司	小林市真方4873番地
監 事	森 岡 與津男	小林市真方5384番地
監 事	松 方 国 広	小林市真方4861番地

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	樋 木 睦 男	小林市真方5436番地イ

理 事	内 田 弘	小林市真方5470番地 1
理 事	白ヶ澤 幸 作	小林市真方5629番地 2
理 事	西ノ村 一 夫	小林市真方5809番地
理 事	坂 元 光 子	小林市真方5595番地イ
理 事	北ノ蘭 健	小林市真方4743番地
理 事	岩 田 昭 博	小林市真方4834番地
理 事	大 口 雄 司	小林市真方4873番地
監 事	森 岡 與津男	小林市真方5384番地
監 事	原 勝 次	小林市真方5601番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、鳩越土地改良区（都城市）から令和3年4月20日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年7月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和3年7月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-29)第1314号	三幸建設(株)	甲斐 武一郎	宮崎県延岡市北浦町三川内3221	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業	令和3年6月17日付けで廃業した旨の届け	令和3年6月17日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-01)第2202号	(株)山本建装	山本 俊幸	宮崎県延岡市川原崎町414	一般	建築工事業、塗装工事業、防水工事業	令和3年6月3日付けで廃業した旨の届け	令和3年6月3日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第6424号	(株)日徳産業	吉川 真人	宮崎県延岡市大武町13-23-249	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業	令和3年6月1日付けで廃業した旨の届け	令和3年6月1日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第9038号	松葉土建	松葉 初義	宮崎県日向市大字財光寺 146-11	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和3年6月4日付けで廃業した旨の届け	令和3年6月4日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第9684号	興栢住建	興栢 今治	宮崎県日向市亀崎2-37	一般	建築工事業、大工工事業	令和3年6月14日付けで廃業した旨の届け	令和3年6月14日(全廃業)

						け	
宮崎県知事許可 (般-29)第12394号	野元組	野元 博士	宮崎県北諸 県郡三股町 樺山1301- 7	一般	大工工事業	令和3年6月 15日付けで廃 業した旨の届 け	令和3年6月15日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-30)第12518号	インテリアの 寿商会	甲斐 新三	宮崎県延岡 市稲葉崎町 3-1351	一般	内装仕上工事業	令和3年6月 3日付けで廃 業した旨の届 け	令和3年6月3日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (特-02)第274号	(株)綾建設	早石 朝廣	宮崎県延岡 市川原崎町 174	特定	解体工事業	令和3年6月 16日付けで廃 業した旨の届 け	令和3年6月16日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第646号	(有)三州建設	佐土原 孝祥	宮崎県日南 市瀬貝1- 1-12	一般	解体工事業	令和3年6月 30日付けで廃 業した旨の届 け	令和3年6月30日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第737号	(株)久光園	村岡 慎一	宮崎県宮崎 市佐土原町 下田島208 -1	一般	解体工事業	令和3年6月 23日付けで廃 業した旨の届 け	令和3年6月23日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第1033号	野辺建設(株)	野辺 俊就	宮崎県串間 市大字奈留 1698	一般	解体工事業	令和3年6月 30日付けで廃 業した旨の届 け	令和3年6月30日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第1232号	(有)仙波商会	仙波 昌克	宮崎県宮崎 市大字塩路 字小池1691	一般	建築工事業	令和3年6月 28日付けで廃 業した旨の届 け	令和3年6月28日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第1744号	日南開発(有)	大迫 貴司	宮崎県日南 市吾田東9 -2-1	一般	塗装工事業	令和3年6月 30日付けで廃 業した旨の届 け	令和3年6月30日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第1876号	吉田建設(有)	吉田 一徳	宮崎県串間 市大字都井 2095	一般	造園工事業	令和3年6月 10日付けで廃 業した旨の届 け	令和3年6月10日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-01)第1919号	(有)西都土建	原 良樹	宮崎県西都 市大字三宅 84-3	一般	解体工事業	令和3年6月 7日付けで廃 業した旨の届 け	令和3年6月7日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-02)第5349号	進幸組	堀田 進	宮崎県延岡 市土々呂町 5-2765	一般	解体工事業	令和3年6月 29日付けで廃 業した旨の届 け	令和3年6月29日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第7217号	(有)大野建設	大野 敏弘	宮崎県宮崎 市大字郡司 分乙1148	一般	解体工事業	令和3年6月 15日付けで廃 業した旨の届 け	令和3年6月15日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第7425号	(有)昇興業	谷口 恵美子	宮崎県宮崎 市田野町乙 7728-24	一般	解体工事業	令和3年6月 24日付けで廃 業した旨の届 け	令和3年6月24日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (特-29)第7753号	(株)まつとみや	松下 富男	宮崎県串間 市大字串間 1261-1	特定	解体工事業	令和3年6月 28日付けで廃 業した旨の届 け	令和3年6月28日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第7869号	(株)花立工務店	花立 幸夫	宮崎県串間 市大字奈留 5511	一般	管工事業	令和3年6月 3日付けで廃 業した旨の届 け	令和3年6月3日 (一部廃業)

宮崎県知事許可 (般-01)第8589号	ヤマサキ設備	山崎 学	宮崎県日向 市比良町4 -73	一般	解体工事業	令和3年6月 8日付で廃 業した旨の届 け	令和3年6月8日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-01)第8948号	(有)繁建設	菓子野 秀和	宮崎県都城 市菓子野 1 1140-1	一般	解体工事業	令和3年6月 8日付で廃 業した旨の届 け	令和3年6月8日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (特-01)第 10413号	加幅建設(有)	増田 昌久	宮崎県宮崎 市大字生日 500-1	特定	解体工事業	令和3年6月 3日付で廃 業した旨の届 け	令和3年6月3日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 12372号	(有)九蔵商会	猪股 裕時	宮崎県延岡 市牧町1343 -1	一般	解体工事業	令和3年6月 2日付で廃 業した旨の届 け	令和3年6月2日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-30)第 12615号	(株)吉田興業	吉田 博嗣	宮崎県延岡 市伊形町50 17	一般	解体工事業	令和3年6月 28日付で廃 業した旨の届 け	令和3年6月28日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-28)第 13519号	(株)天技建	加藤 善一	宮崎県日南 市北郷町北 河内9035- 2	一般	解体工事業	令和3年6月 7日付で廃 業した旨の届 け	令和3年6月7日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 13628号	荒金技研(株)	荒金 耕二	宮崎県延岡 市塩浜町2 -1957-11	一般	解体工事業	令和3年6月 1日付で廃 業した旨の届 け	令和3年6月1日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 13726号	南設備工業(株)	久保 隆之	宮崎県都城 市下長飯町 718-1	一般	解体工事業	令和3年6月 9日付で廃 業した旨の届 け	令和3年6月9日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 13727号	(有)武蔵興業	安藤 新吾	宮崎県延岡 市西階町2 -4337-3	一般	解体工事業	令和3年6月 1日付で廃 業した旨の届 け	令和3年6月1日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-30)第 13818号	阿部建設	阿部 章	宮崎県児湯 郡川南町大 字川南1170 -539	一般	解体工事業	令和3年6月 7日付で廃 業した旨の届 け	令和3年6月7日 (一部廃業)

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年7月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画を定める者の名称
延岡市
- 都市計画の種類及びその名称
日向延岡新産業都市計画公園
7・5・21号 愛宕山笠沙の御崎公園
- 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県延岡土木事務所

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年7月29日

1 競争入札に付する事項

- 特定役務の名称 宮崎県自治体情報セキュリティクラウドサービス構築業務委託
- 特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 契約期間 この競争入札に係る契約締結の日から令和4年3月31日まで
- 入札方法 (1)の特定役務について入札を実施する。入札金額は、宮崎県自治体情報セキュリティクラウドサービスの構築等に係る一切の費用を含むものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件

を全て満たす者とする。

ア 令和3年宮崎県告示第 116号に規定する資格を有するもので、業種がサービス（役務の提供）に関する業種であること。

イ この競争入札に係る公告の日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県からの発注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の4第 1項に該当する者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は申立てがなされていない者とみなす。

オ 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(2) 入札に参加しようとする者は、上記(1)ウの資格要件を満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札参加希望者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出先 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7045

イ 提出期限 令和3年8月13日午後5時（送付にあっては同日午後5時必着）

ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記2(1)アの資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局
物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和3年7月29日から令和3年8月5日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
(2) 期間 令和3年7月29日から令和3年9月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
(2) 交付期間 令和3年7月29日から令和3年9月10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

6 入札に関する質問及び回答

(1) 質問

この競争入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出先 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

イ 提出期限 令和3年9月6日午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）

ウ 提出方法 入札質問書を、持参のほか、送付及び電子メール（アドレスjohoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp）による。なお、電話による質問は認めない。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 県庁ホームページに掲載を行う。ただし、本県の情報セキュリティ確保のため、質問又は回答の内容によっては、この競争入札に参加する資格のある者にのみ回答することがある。

イ その他 上記(1)イの提出期限までに到着しなかった質問及び上記(1)ウの提出方法以外による方法で提出された質問については、いかなる理由があっても回答しない。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 提出期限 令和3年9月10日午前9時（送付にあっては、同日午前9時必着）

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁本館3階総合政策部会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 令和3年9月10日午前9時30分

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札については2回までとする。

(4) 最低制限価格は設定しない。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他、この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and Quantity of Services up for Bid: Miyazaki Prefecture Information Security Cloud Service Provision Business

(2) Bidding Deadline: 9:00 AM on 10 September, 2021

(3) Contact Point for Inquiries: Information Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2 - 10 - 1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN TEL: +81-985-26-7045

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年7月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 税務電算トータルシステム機器等一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 入札説明書による。
- (4) 契約期間 令和4年3月1日から令和9年2月28日まで(60か月)

(5) 納入場所 入札説明書による。

(6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、1(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で、種目が電算機器のものであること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 借入物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 借入物品の機能が仕様を満たし、当該物品を指定した場所に確実に設置、設定できると認められる者であること。

オ 借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる

と認められる者であること。

カ 借入物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。なお、当該第三者として貸付けを行う者は、自ら入札に参加することはできない。

(2) 入札に参加する者は、(1)イからカまでの資格要件を満たすことを証明する書類を令和3年8月20日までに5(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札者は、当該事項について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和3年7月29日から令和3年8月6日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総務部税務課税務電算担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7019

(2) 期間 令和3年7月29日から令和3年9月8日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県総務部税務課税務電算担当

(2) 交付期間 令和3年7月29日から令和3年9月8日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

(3) 入札説明会 入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については令和3年8月31日午後5時まで受け付ける。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総務部税務課税務電算担当

(2) 提出期限 令和3年9月8日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)により提出すること。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁附属棟 304号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 令和3年9月9日午前10時

9 入札保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札

を行ったものを落札者とする。

- 12 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県総務部税務課税務電算担当
- 13 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 14 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
 - (1) Nature and Quantity of Goods and/ or Services Required : Complete Hardware System for Tax Administration (1 set)
 - (2) Deadline for Submission of Tenders: 5:00 p.m. September 8th, 2021
 - (3) Point of Contact for Enquiries and Submission of Tenders: Taxation Division, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government, Tachibana-dori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture 880-8501, Japan
TEL: 0985-26-7019

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 3 年 7 月 29 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和 2 年度新宮崎県体育館建設主体工事
鉄筋コンクリート造一部木造一部鉄骨造
地上 2 階建延べ面積 12,998㎡
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県県土整備部宮籍課
宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 7 月 7 日
- 4 落札者の氏名及び住所
清水・都北・内山特定建設工事共同企業体
福岡県福岡市中央区渡辺通三丁目 6 番 11 号
清水建設株式会社九州支店 執行役員支店長 坂尾 彰信
都城市神之山町 4866 番地 2
都北産業株式会社 代表取締役 堀之内 秀樹
日向市大字富高 93 番地 1
株式会社内山建設 代表取締役 内山 雅仁
- 5 落札金額
6,248,000,000円 (税込)
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 3 月 29 日

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

- 令和 3 年 7 月 29 日
宮崎県病院局長 桑山 秀彦
- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
医療情報端末機器 (パソコン等) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 18 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 7 月 2 日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士電機 IT ソリューション株式会社
宮崎市江平西 1 丁目 3 番 6 号
- 5 落札金額
60,515,400円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 5 月 20 日

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第 5 号

令和 4 年度宮崎県立高等学校生徒募集定員をここに公表する。

令和 3 年 7 月 29 日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

令和 4 年度宮崎県立高等学校生徒募集定員

1 全日制の課程

学 校 名	学 科 名	募集定員 (人)
高千穂高等学校	普通科	80
	生産流通科	40
	情報ソリューション科	40
延岡高等学校	普通科	160
	メディカル・サイエンス科	80
延岡星雲高等学校	普通科	160
	フロンティア科	40
延岡工業高等学校	機械科	40
	電気電子科	40
	情報技術科	40
	土木科	40
	環境化学システム科	40
	生活文化科	40

延岡商業高等学校	商業マネジメント科	120	宮崎大宮高等学校	普通科	280
	情報ソリューション科	80		文科情報科	80
門川高等学校	総合学科	120	宮崎南高等学校	普通科	280
	福祉科	40		フロンティア科	80
日向高等学校	普通科	160	宮崎北高等学校	普通科	280
	フロンティア科	40		サイエンス科	40
富島高等学校	商業マネジメント科	80	宮崎西高等学校	普通科	240
	情報ソリューション科	80		理数科	120
	生活文化科	40	宮崎農業高等学校	生物工学科	40
日向工業高等学校	機械科	40		生産流通科	40
	電気科	40		食品工学科	40
	建築科	40		環境工学科	40
高鍋高等学校	普通科	200		生活文化科	40
	探究科学科	40	宮崎工業高等学校	機械科	40
	生活文化科	40		生産システム科	40
高鍋農業高等学校	園芸科学科	40		電気科	40
	畜産科学科	40		電子情報科	40
	食品科学科	40		建築科	40
	フードビジネス科	40		化学環境科	40
妻高等学校	普通科	120	インテリア科	40	
	普通科 (文理科学コース)	40	宮崎商業高等学校	商業マネジメント科	160
	情報ビジネスフロンティア科	80		情報ソリューション科	80
	福祉科	40		グローバル経済科	40
佐土原高等学校	電子機械科	80	宮崎海洋高等学校	海洋科学科	120
	通信工学科	40	本庄高等学校	総合学科	120
	情報技術科	80	小林高等学校	普通科	120
	産業デザイン科	40		普通科 (体育コース)	40

	普通科 (探究科学コース)	40	高城高等学校	生活文化科	40	
小林秀峰高等学校	農業科	40	日南高等学校	普通科	120	
	機械科	40		普通科 (探究科学コース)	40	
	電気科	40	日南振徳高等学校	地域農業科	40	
	商業マネジメント科	40		機械科	40	
	情報ソリューション科	40		電気科	40	
	福祉科	40		商業マネジメント科	40	
飯野高等学校	普通科	80	情報ソリューション科	40		
	生活文化科	40	福祉科	40		
都城泉ヶ丘高等学校	普通科	200	福島高等学校	普通科	120	
	理数科	80				
都城西高等学校	普通科	200	2 定時制の課程			
	フロンティア科	40				
都城農業高等学校	農業科	40	学 校 名	学科名	部	募集定員 (人)
	畜産科	40	延岡青朋高等学校 (単位制)	普通科	—	40
	ライフデザイン科	40		商業科	—	40
	食品科学科	40	富島高等学校 (単位制)	商業科	—	40
	農業土木科	40	宮崎東高等学校 (単位制)	普通科	昼間の部	80
			夜間の部		40	
都城工業高等学校	機械科	40	宮崎工業高等学校 (単位制)	機械科	—	40
	情報制御システム科	40		電気科	—	40
	電気科	40		建築科	—	40
	建設システム科	40	都城泉ヶ丘高等学校 (単位制)	普通科	—	40
	化学工業科	40		商業科	—	40
	インテリア科	40				
都城商業高等学校	商業マネジメント科	80	3 通信制の課程			
	情報ソリューション科	80	学 校 名	学 科 名	募集定員 (人)	
	普通科	80	延岡青朋高等学校 (単位制)	普通科	250	
			宮崎東高等学校 (単位制)	普通科	350	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第15号

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和3年7月29日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	2号警備業務	令和3年10月25日（月）から10月27日（水）まで	20人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
2号警備業務 （追加取得講習）	令和3年9月13日（月）から9月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入紙紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	2号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還されない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行くこと。

--	--